

令和8年度 飯綱町農業者等支援補助 一覧

※赤字は、今年度からの新規及び拡充した事業

番号	事業名	補助事業内容	対象者	補助率等
1	元気な農業者育成事業補助金 (農業用施設・機械整備事業)	地域農業の担い手に対し、農業機械、生産施設の整備を行う場合、事業費の一部を町が補助します。	・認定農業者、認定新規就農者 ・各事業費が50万円以上	・1/2以内 ・上限50万円
2	元気な農業者育成事業補助金 (大型農業用機械整備事業)	地域農業の担い手に対し、大型農業用機械の整備を行う場合、事業費の一部を町が補助します。	・認定農業者、認定新規就農者 ・農業機械1機200万円以上 ・受益面積 田、畑:5ha以上 果樹:2ha以上	・3/10以内 ・上限300万円
3	共同利用農業機械導入事業補助金	共同で利用する農業大型機械導入について投資資金の軽減を図り、併せて地域農業の受託組織の促進に繋げるため事業費の一部を町が補助します。	・町内に住所を有する農業者5戸以上で組織される団体、または農業法人 ・受益面積5ha以上、農業機械1機100万円以上	・1/2以内 ・上限300万円
4	農業機械導入事業補助金	町の農業振興及び農地の保全を図るため、農業者が行う農業用機械の導入に係る費用の一部を町が補助します。	・町内に住所を有する農業者で、経営耕地面積が20a以上又は前年の農産物販売額が30万円以上 ・農業機械1機10万円以上	・3/10以内 ・上限10万円
5	生分解性マルチ普及推進事業補助金	農作物栽培の省力化と廃プラスチック対策を推進するため、生分解性マルチの購入に係る費用の一部を町が補助します。	町内に住所を有する販売農家	・4/10以内 ・上限額20万円
6	土壌診断事業補助金	地域農業の担い手に対し、土壌診断費用を町が補助します。1人4圃場まで補助します。	認定農業者 認定新規就農者	全額
7	地域奨励作物支援事業奨励金	町内の遊休農地の発生を防ぐため、そば、大豆、麦、 ピーマン の出荷量に応じて、農家へ直接補助を行います。	町内に住所を有する農業従事者	・そば 350円/kg ・大豆 100円/kg ・麦 50円/kg ・ ピーマン 50円/kg
8	荒廃農地活用促進交付金	貸借権の設定又は所有権の移転により、永年性作物又は奨励作物を耕作することを目的として、荒廃農地を再生させる事業費の一部を町が補助します。	40a以上耕作をする農業者 3年目までの認定新規就農者	・1/2以内 ・上限:20万円/10a(3年以上不耕作農地) それ以外の農地10万円/10a
9	環境保全型農業直接支払交付金	国の定める環境保全型農業に取り組む農業者団体等の取組に対して町が補助します。	対象となる農地は、農業振興地域内に存する農地	詳細はお問い合わせください
10	地域営農システム推進事業補助金	地域営農システムを推進する営農集団の活動に要する経費の一部を町が補助します。	地域の農業を地域で支え合うための活動を実践する営農集団	・構成員2,000円/1人 但し、1営農集団2万円限度
11	特産品開発支援事業補助金	新たな特産品開発及び既存の特産品を改良する経費の一部を町が補助します。	町内に住所を有し、特産品の開発等に取り組む個人、事業者及び団体	・3/4以内 ・上限20万円
12	学校給食用食材供給事業奨励金	共同調理場等へ供給する食材(特別栽培及び有機栽培の作物に限る。)に対して、町が奨励金を交付します。	町内に居住する農業従事者で、共同調理場等に食材を納入しているみどり認定及びこれと同種同等以上の制度)認定者	・特別栽培野菜 出荷額の1/3を乗じた額 ・ 有機野菜 出荷額の1/2を乗じた額 ・特別栽培米 15円/kg ・有機米 200円/kg
13	振興果樹苗木導入事業 [JAとの共同] 【農業振興対策事業補助金】	新わいか栽培、振興果樹の普及に向けて、振興果樹の苗木購入に対し町及びJAが購入費用の一部を補助します。	町内に住所を有する農業従事者	・町:20%以内 ※JA:重点品種20%、振興品種10%
14	野鼠一斉駆除事業 [JAとの共同] 【農業振興対策事業補助金】	野鼠の一斉駆除を行うため、町及びJAが薬剤の購入費の一部を補助します。	町内に住所を有する農業従事者	・町 1/4以内 ※JA 1/4以内
15	農業用廃プラスチック回収処理事業 [JAとの共同] 【農業振興対策事業補助金】	農業用廃プラスチック類の回収処理料の一部を町及びJAが補助します。	町内に住所を有する農業従事者	・町 1/3以内 ※JA 1/3以内
16	フェロモン防除事業 [JAとの共同] 【農業振興対策事業補助金】	減農薬を進めるためフェロモン資材の購入費の一部を町及びJAが補助します。	町内に住所を有する農業従事者	・町 1/10又は2/10以内 ※JA 1/10以内
17	果樹苗木購入補助金	果樹栽培の普及を促進するため、果樹の苗木購入に対し購入費用の一部を補助します。	町内に住所を有する農業従事者	・1/3以内 ・上限10万円
18	小規模農業用施設(ビニールハウス)整備事業補助金	直売所出荷を目的とした、野菜生産の為にビニールハウス整備を行う場合、事業費の一部を町が補助します。	町内に住所を有する農業従事者	・1/2以内 ・上限20万円
19	農業資金利子補給交付要綱	金融機関にて短期的農業資金の融資を受ける者に対し、農業資金の利子を補給します。	町内に住所を有する農業従事者及び農業資金が 1,000万円以下 の借入者	・利子1.0%以内
20	農業資金融資利子助成事業補助金	融資機関から農業資金の融資を受けて、経営の規模拡大や効率化を図ろうとする町内在住の農業者の借入金の利子の一部を町が補助します。	認定農業者等で、経営改善資金計画書等について特別融資制度推進会議の認定を受けた者、かつ、町税を完納している者	・農業経営基盤強化資金 算出した額に町の補助率(1.0%以内)で算出した金額 ・農業近代化資金 従前の認定農業者等に係る特例としての補助率(0.05%以内)で算出した金額
21	・果樹共済加入者掛金補助事業 ・収入保険加入者掛金補助事業 【農業振興対策事業補助金】	長野県農業共済組合が実施する果樹共済事業及び収入保険事業の町内加入者掛金の一部を町が補助します。	町内に住所を有する農業従事者	・1/2以内 ・上限5万円
22	新規就農者育成総合対策 経営開始資金	認定新規就農者に対し、就農直後の経営確立に資する経営開始資金を町が補助します。	要綱の交付要件を満たす者	・ 165万円/年 最長3年間
23	新規就農者育成総合対策 経営発展支援事業助成金	認定新規就農者に対し、就農直後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等を行う場合に、その事業費の一部を町が補助します。	要綱の交付要件を満たす者	・3/4以内 ・上限500 or 1,000万円
24	農業後継者等就農支援事業助成金	農業で生計を立てている農業者の経営を継ぐ意思のある農業後継者に対し就農支援金を交付します。 認定農業者の子や孫がかつその経営を継ぐ意思のある者に対し就農支援金を交付します。	町内に住所を有する農業後継者 町内に住所を有する農業後継者	・30万円/年 1年間 ・60万円/年 2年間
25	農業研修者住居費補助金	町内の里親農業者のもとで農業研修を受けようとする者に対し家賃の一部を補助します。	町内に住所を有し、里親農業者のもとで研修を受ける者	・1/2以内 ・上限3万円
26	農業体験宿泊費補助金	飯綱町にて農業体験を行うものに対し、宿泊費用の一部を補助します。	町外に住所を有するワーキングホリデー参加者	・1/3以内 ・上限3千円
27	就農者等に対する住居支援 【新規就農者住宅条例】	新規就農者で、意欲的に農業の担い手として町の農業の活性化に貢献することが期待できる者に町が管理する住宅を貸し付ける支援を行っています。	新規就農者	・20,000円/月額 ・期間 5年間(3年延長可能)
28	就農者等に対する住居支援 【農業研修生住宅貸付規程】	6ヶ月以内を目途に研修する農業研修生に町が管理する住宅を貸し付ける支援を行っています。※上赤塩地区の旧教員住宅2棟	農業研修生	・12,000円/月額
29	鳥獣被害防止対策補助金	爆音機に代わる鳥獣被害防止機器、防止柵や、電気柵の購入費の一部を町が補助します。	町内において有害鳥獣被害を受けている個人又は法人	・2/3以内 ・上限5万円 ※ 電気柵のみ上限10万円
30	有害鳥獣捕獲報奨金	狩猟期間中に 有資格者である 町民が捕獲したイノシシ等について捕獲報奨金を支給します。	飯綱町に住居登録されている者	・イノシシ、ニホンジカ20,000円/1頭 ・その他(タヌキ等)1,000円/1頭
31	支障木伐採補助金	地域の安全確保、町民の生活環境の改善を図るため、第三者の財産に被害を及ぼす、又は及ぼす恐れがある樹木の処理に係る経費の一部を補助します。	支障木が存する土地を所有、又は管理する個人、法人等	・1/2以内 ・上限10万円
32	ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金	クマを誘引するおそれがある柿やクリ等の樹木の伐採及び処分に関する経費の一部を補助します。	対象樹木を所有、又は管理する個人、法人、若しくは自治会組織等	・1/2以内 ・上限5万円
33	果樹園暗渠排水処理施設設置費補助金	町内の果樹園の環境を整え果樹の生産性を高めることを目的として、農業用の暗渠排水処理施設の設置費用の一部を町が補助します。	町内に住所を有する農業従事者	・工事発注 1/2以内 上限20万円 ・自営工事 材料費のみ 上限20万円

※JAの補助率は変動する場合がありますので、詳細は北部営農経済センター(253-2238)へお問合せ下さい。